

秋 運 輸 第 1 3 7 号
令和 6 年 7 月 3 0 日

公益社団法人秋田県トラック協会 会長 殿

東北運輸局秋田運輸支局長
(公印省略)

一般貨物自動車運送事業者等による受付日時等の掲示等の方法に
関する取扱いについて

標記について、東北運輸局自動車交通部長より別添のとおり通知があったので、了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします



【ウェブサイト上での掲載事項】 ※1

	常時使用する従業員の数	
	20人超	20人以下
運賃及び料金、運送約款等※2	必須	推奨

上記のほか、適用している約款により以下を推奨

標準貨物自動車運送約款 (平成2年運輸省告示第575号)	受付日時、保険料率 その他運送保険に関する事項
標準宅配便運送約款 (平成2年運輸省告示第576号)	受付日時
標準引越運送約款 (平成2年運輸省告示第577号)	受付日時
標準貨物軽自動車運送約款 (平成15年国土交通省告示第171号)	受付日時、保険料率 その他運送保険に関する事項
標準貨物軽自動車引越運送約款 (平成15年国土交通省告示第172号)	受付日時
標準霊きゅう運送約款 (平成18年国土交通省告示第1047号)	受付日時
標準貨物自動車特定信書便運送約款 (平成27年国土交通省告示第1163号)	役務の名称及び内容、受付日時、 大きさ及び重量の制限、提供区域
標準貨物軽自動車特定信書便運送約款 (平成28年国土交通省告示第247号)	受付日時、大きさ及び重量の制限、 提供区域

※1：自社でウェブサイトを保有している場合に限る。

※2：貨物自動車運送事業法施行規則第12条（揭示・公衆の閲覧（ウェブサイトへの掲載）に供しなければならない事項）

- ①運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）
- ②運送約款
- ③運行系統
- ④法第七条第四項の規定により一般貨物自動車運送事業の許可に付された事業の範囲の限定
- ⑤業務の範囲（法第五十九条第一項の規定により付された条件によって業務の範囲が限定されている場合に限る。）

各地方運輸局長 }
沖縄総合事務局長 } あて

物流・自動車局貨物流通事業課長

一般貨物自動車運送事業者等による受付日時等の掲示等の方法に関する
取扱いについて

特定の場所において書面で掲示されていた事項について、インターネットによる閲覧等を可能とし、利用者利便の向上を図る観点から、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により貨物自動車運送事業法が改正され、令和6年4月1日より、常時使用する従業員の数が20人を超えるトラック運送事業者については、原則として、運賃・料金等を店頭での掲示に加え、自社のウェブサイトにも掲載しなければならないこととされている。

また、常時使用する従業員の数が20人以下の貨物自動車運送事業者についても、自社のウェブサイトを保有している場合には、運賃・料金等について、店頭での掲示に加え、ウェブサイト上での掲載が推奨されているところである。

当該改正を踏まえ、標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第210号）により、国土交通大臣が公示している以下の標準運送約款について、本年3月に改正を行ったところである。

- ・標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）
- ・標準宅配便運送約款（平成2年運輸省告示第576号）
- ・標準引越運送約款（平成2年運輸省告示第577号）
- ・標準貨物軽自動車運送約款（平成15年国土交通省告示第171号）
- ・標準貨物軽自動車引越運送約款（平成15年国土交通省告示第172号）
- ・標準霊きゅう運送約款（平成18年国土交通省告示第1047号）
- ・標準貨物自動車特定信書便運送約款（平成27年国土交通省告示第1163号）
- ・標準貨物軽自動車特定信書便運送約款（平成28年国土交通省告示第247号）

については、

- ・常時使用する従業員の数が20人以下の貨物自動車運送事業者等については、当該事業者が自社のウェブサイトを保有している場合には、運賃・料金等及び受付日時等の掲示事項について、
- ・常時使用する従業員の数が20人を超える貨物自動車運送事業者等については、上記の運賃・料金等の掲示義務に加え、受付日時等の運賃・料金等以外の掲示事項についても、

ウェブサイト上での掲載が推奨される旨、関係者への周知及びその円滑な実施に遺漏のないようにされたい。

